

母后等ノ大漸ヲ奉問シ給フトキハ、鹵簿ノ備ハルヲ待タズ、遽ニ之ニ趨キ給フヲ以テ、是非ヲ非常ノ行幸ト爲セリ、又後世ニ至リ、御所ノ接近シタルトキハ、亦鹵簿ヲ備ヘズ、歩儀ヲ用キサセ給ヘリ、

名稱

〔伊呂波字類抄〕朝觀テウケン

朝觀式

〔公事根源〕朝觀行幸 二日月〇正

是ハ天子年の始に、上皇并母后の宮に行幸なる事有、嵯峨天皇大同四年八月に、朝さんの儀ははじまる、嘉祥二年正月廿日に、仁明の御門、母后に朝さんのため、冷泉院に行幸なる、彼時御門南階をくだりて、笏をたゞまきして跪給し事も侍にや、周禮春日朝、秋日觀、と見えたり、是朝觀の心なり、漢高祖は、五日に一度、父太公に朝せられける、人の御門にも其ためし有事にこそ、

○按ズルニ、嘉祥二年正月廿日ハ、三年正月四日ノ誤ナリ、猶下ニ掲グル續日本後紀ヲ參看ス

ベシ、

〔周禮〕大宗伯春見曰朝、夏見曰宗、秋見曰覲、冬見曰遇、時見曰會、殷見曰同、此六禮者、以諸侯見王爲文、

〔北山抄〕正月三日朝觀事

〔年中行事秘抄〕正月二日拜觀上皇母后事

〔西宮記〕臨時行幸 京内

元正幸太上天皇及母后宮者、王卿著魚袋、到后宮近邊、停警蹕、蹕謂臨幸儀、到中門外、停御輿、降御、中將持神璽、先御宿所、次有氣色、詣御前有拜舞、幸著靴把笏御拜、可有各色物、文德、恐仁明誤、天皇、參議已下留守、歸御間、立公卿後、名謁如常、

〔小野宮年中行事〕正月三日行幸事

天皇幸太上天皇宮、皇后若御京、城外、同准此、有拜賀禮、御鳳輦、非神事外著靴、但或書云、是日用魚袋者可尋、典